

## 市町村合併推進体制整備費補助金の交付に関する意見書

市町村合併は、地方分権型社会に向けて体制を整備する上で重要な課題であり、市町村の合併の特例に関する法律（以下「旧合併特例法」という。）及び国の市町村合併支援プラン（以下「合併支援プラン」という。）による支援策並びに関係者の努力により、全国で自主的な市町村合併が進められ、これまで大きな成果を挙げている。

沖縄県においても、旧合併特例法のもと、沖縄県市町村合併支援本部が設置され、自主的な市町村合併について財政的・人的な支援が行われ、積極的に市町村合併が進められてきた。

うるま市は、平成 15 年 7 月 1 日に四市町で法定協議会を設置し、平成 16 年 8 月 16 日に合併協定調印式を経て、同年 9 月に四市町議会において合併関連議案を議決後、同年 10 月 29 日沖縄県知事へ申請し、同年 12 月 24 日に県議会で議決され、平成 17 年 1 月 26 日総務省告示により平成 17 年 4 月 1 日に合併をした。

平成 16 年 5 月 26 日に市町村の合併に関する法律の一部が改正されたが、平成 17 年 3 月末までに県知事に合併の申請を行い、平成 18 年 3 月末までに合併した市町村については、旧合併特例法を適用する旨の経過措置が講じられたところであり、旧合併特例法の経過措置の適用対象となる市町村についても、現行の市町村合併支援プランの対象地域とするとしたことから、当然に市町村合併推進体制整備費補助金（以下「合併市町村補助金」という。）も交付されるものとの認識に立って、合併に関する事務を進めてきた経緯がある。

しかるに、この合併市町村補助金は、本市にとって向こう 3 年間の新市建設計画を推進し実施していくうえで、また、行政運営を堅持し均衡ある発展に資するためにも欠かすことのできない極めて重要な財源である。

よって、国におかれては、市町村合併を推進し支援するとの基本方針に立って、旧合併特例法に基づく経過措置団体に対しても同様に合併市町村補助金を交付するよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 17 年 7 月 26 日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	総務大臣	財務大臣
沖縄及び北方対策担当大臣		沖縄県知事	沖縄県議会議長	